

医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議 供給情報ワーキンググループ

(第1回(令和5年9月7日)) 議事概要

- 6月16日に開催された「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」(以下、「安定確保会議」という。)において、より効果的な医薬品等の供給情報の収集や医療現場等への情報提供のあり方について、具体的な検討を進めることを目的としてワーキンググループを設置することが了承された。
- 本ワーキンググループの構成員は、安定確保会議座長の意見を聴きながら、安定確保会議の構成員から選任され、座長には三村構成員が就任した。

【主な検討課題と論点について】

- 本ワーキンググループ開催の主旨とともに、事務局より以下の事項について説明を行った。
 - 安定確保会議における、供給情報共有に関する主な意見や議論
 - 本WGにおいて検討すべき課題と論点
- 議論の背景として、事務局より以下の事項について説明を行った。
 - 行政における取組
 - ◇ 供給不安報告による情報把握
 - ◇ 医療用医薬品の供給不足時の対応スキーム
 - ◇ 感染症法等改正による医薬品等の供給等に係る情報収集
 - ◇ 解熱鎮痛薬等の供給不足に対する相談窓口による対応
 - 民間による取組
 - ◇ 日本製薬団体連合会と厚生労働省による医療用医薬品供給情報緊急調査事業
 - ◇ 日本ジェネリック製薬協会による供給状況情報提供
 - ◇ 医療用医薬品供給状況データベース(DSJP)による情報提供
 - ◇ 卸業者のデータプラットフォームによる、流通在庫の可視化
 - ◇ IBMによる医薬品データプラットフォーム構築に向けた取組
- さらに、民間の取組の具体例として、エンサイス株式会社の木村代表取締役社長より、医薬品流通の可視化に係るシステムの現状と、活用の可能性について報告が行われた。

<構成員の主な意見>

- 足下の供給不安の状況を踏まえ、スピード感をもって対応する必要がある。

- 安定供給に向けた現在の取組や仕組みで何ができるのかを整理する必要がある。
- 平時から供給不安発生時といったフェーズごとに、それぞれどのような対応や情報の提供、公表が必要かという整理が必要ではないか。
- 製造側の供給リスクの発生から実際の供給停止まではタイムラグがある。供給リスクの公表には買い占めなどを誘発するおそれもあるため、慎重な検討が必要。
- 卸業者や医療機関、薬局などの在庫量を把握しただけでは偏在の解消にはつながらない。それらの情報を踏まえてどのような分配などの措置を行うのか併せて考えなければならぬ。
- 例えば、地域内の薬局間での在庫の融通などの取組みも一例として考えられる。